

笠山第二会館の利用お知らせ

笠山第二会館が新築完成しました。

- ◇笠山町町内会の会員による組会議・集会などにご利用になれますので、詳しくは利用申込書をご参照願います。
- ◇先ずは、利用申込書を笠山会館に取りに行く。
- ◇利用申込書は、木曜日
午前9時～10時30分で
対応お願いいたします。
- ◇利用計画が決まれば出来るだけ早くに申込書を受取って申込手順で対応ください。
- ◇場所： 笠山3丁目7-8
7組 たんぽぽ公園西側

笠山第二会館 利用申し込みの手順について

1. 笠山第二会館利用については、利用日が決まれば事前に申込書を笠山会館まで受取に来て下さい。
2. 利用申込書の受取は、木曜日の午前中 9時～10時30分の間に、笠山会館に取りに来てください。
3. 利用申込書に会館の利用日時を記入してください。但し、利用日まで日時間隔があり記入が出来ない場合は、利用当日の3日前までには、必要事項を記入後、笠山会館ポストに投函する。
4. 利用当日は、約 1～2時間前に第二会館の玄関カギと利用報告書を副会長の福永様宅に受け取りに行き笠山第二会館玄関カギと事前に記入した申込書(利用報告書)を受取る。(場所:笠山第二会館から びわ湖 西側に3軒目)
5. 笠山第二会館利用後は、利用報告書通りに実施、チェックして、会館玄関ドア一戸締め確認後、玄関に向かって左側のポストに会館カギと利用報告書用紙を入れ返却する。
(注意)利用後はトイレ、フローア、利用カ所の清掃やごみの持ち帰りの忘れ等が無いよう十分に確認し次の利用者に迷惑が掛からないようみんなが守り気持ちよくいつまでも利用できる会館に心がけよう。

【利用条件】

- ★笠山第二会館は、住民自治に必要な会合や行事等の利用に供することを目的とした笠山町々内の管理施設である。
- ★会館は利用者の自主管理によることとし、利用者の範囲を次のとおり定める。
 1. 町内会役員(執行部・専門部・組長)が主催する会議もしくは行事
 2. 町内会がさだめる関係団体・協力団体・支援グループの会合もしくは行事
 3. 学校・スポ少など公的な団体やグループで、利用責任者が町内会在住者とする集会等
 4. 公共的な目的に使用の必要性があると判断される集会や説明会等
 5. その他 有事における対策拠点等
- ★会館の利用料は原則無料とする。但し、公共的な目的に使用の必要性があると判断される集会や説明会等別途、使用料を定める。
- ★会館の利用者管理は、町内会長が委嘱する①受付係と②カギの引渡しで運営し、利用希望者の会館の利用に際しては、事前に①受付係に申し込み決定とする。
- ★会館の利用については、原則として、利用責任者がカギと「笠山第二会館使用報告書」を受け取り、「笠山会館 使用報告書」は会館のカギの返却時に提出するものとする。